

復興大臣
高木 毅 様

東日本大震災津波からの
本格復興にあたっての
提言・要望書

平成27年12月2日

岩手県知事 達増拓也

目 次

1	復興に必要な予算の確実な措置	1
	(全省庁)	
2	復興交付金の確実な予算措置及び制度の柔軟な運用	2
	(復興庁)	
3	社会資本整備総合交付金(復興)の復興の進度に応じた予算措置	4
	(復興庁・国土交通省)	
4	被災地復興のための人的支援・財源措置	5
	(全省庁)	
5	JR線の早期復旧への支援	8
	(復興庁・総務省・国土交通省)	
6	ラグビーワールドカップ 2019 開催に係る支援	10
	(復興庁・総務省・文部科学省・国土交通省)	
7	移転元地の利活用に向けた支援	12
	(復興庁・総務省・財務省・国土交通省)	
8	復興特区制度の適用期間の延長及び柔軟な運用	15
	(全省庁)	
9	直轄事業の着実な推進	16
	(復興庁・国土交通省)	
10	高田松原津波復興祈念公園への支援と国営追悼・祈念施設(仮称)及び重点道の駅「高田松原」の早期整備等	18
	(復興庁・国土交通省)	
11	災害復旧事業の事業期間延長及び確実な予算配分	20
	(復興庁・国土交通省)	
12	津波対策施設に係る維持管理費等に対する財政支援	21
	(復興庁・総務省・農林水産省・水産庁・国土交通省)	
13	被災者の生活再建に対する支援	23
	(内閣府・金融庁・復興庁・総務省・財務省・国土交通省)	
14	被災した事業者、労働者・離職者への総合的な就業支援	25
	(復興庁・厚生労働省)	
15	被災企業等への支援策の継続	26
	(復興庁・経済産業省・中小企業庁)	
16	被災地における産業人材の確保	29
	(復興庁・法務省・内閣府)	
17	観光復興に向けた支援策の拡充	31
	(復興庁・国土交通省)	
18	再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業の延長	32
	(環境省)	

東日本大震災津波からの 本格復興にあたっての提言・要望書

未曾有の被害をもたらした東日本大震災津波からまもなく4年9か月が経過しようとしておりますが、本県においては、未だ行方不明者1,126人、家屋の流失・倒壊等により応急仮設住宅等での生活を余儀なくされている方々が2万3,000人以上と、依然として厳しい状況におかれています（10月31日現在）。

国におかれましては、これまで東日本大震災復興交付金や震災復興特別交付税の創設、法律の改正による円滑な事業用地確保の支援等、復旧・復興事業に対し、特例的な制度の創設及び財政支援を講じていただき大変感謝しております。

本県では、国や関係市町村、さらには全国の皆様からの御支援と御協力のもと、復旧・復興に向けた取組を進め、災害廃棄物の処理の終了や三陸鉄道の全線運行再開など、本格復興に向け踏み出したところです。平成27年度においては、これまで進めてきた「基盤復興」の成果を土台とし、“本格復興邁進年”として、沿岸地域をはじめ県民が一丸となって復旧・復興に取り組んでおりますが、まちづくりや住まいの再建をはじめとした事業は、膨大かつ長期にわたることから、引き続き全力を挙げて推進する必要があります。

今後も、東日本大震災津波からの復旧・復興を我が国の最優先の課題として、復興に必要な予算を確実に措置するとともに、新たな課題や行政需要に対応できるよう、既存の枠組みを超える強力な復旧・復興に、全力を挙げて取り組まれますよう、強く要望いたします。

1 復興に必要な予算の確実な措置

《 要 望 事 項 》

1 復興に必要な予算の確実な措置

国においては、平成27年6月に決定された「平成28年度以降の復旧・復興事業について」に基づく特例的な財政支援を継続し、復興に必要な予算が確実に措置されるよう要望します。

2 取崩し型復興基金の追加的な財源措置

平成23年度に創設された「取崩し型復興基金」について、具体化が進む被災地域のまちづくりの進捗に応じ、地域経済の振興に向けた事業に活用できるよう追加的な財源措置を要望します。

【現状と課題】

1 復興に必要な予算の確実な措置

- 国においては、平成27年6月に平成28年度以降の復興支援の枠組みを決定。
- 災害復旧・インフラ整備・まちづくり・心のケアなど、主要な復興事業は、ほぼ全てが引き続き復興特別会計で実施されることとなった。
- 6月に整理された国の特例的な財政支援が継続されるよう、必要な予算の確実な措置が必要。

2 取崩し型復興基金の追加的な財源措置

- 本格復興に向け、各種復興事業の進捗に応じ、変化するニーズに対応した事業化が必要であるが、想定される事業費は、配分を受けた額を上回っている状況。

積立額		活用額（見込み）	
①基金創設のための特別交付税	420億円	①市町村への交付金	425億円
②追加措置（平成24年度補正）	215億円	②平成23～26年度（実績）	141億円
③その他	90億円	③平成27年度（見込）	55億円
		④平成28年度以降（見込）	130億円
合 計	725億円	合 計	751億円

- 積立額に対し、26億円の財源不足（被災者支援事業の状況等により更に不足額が拡大することが見込まれる）。

【県担当部局】復興局 復興推進課
政策地域部 市町村課

2 復興交付金の確実な予算措置及び制度の柔軟な運用

《 要 望 事 項 》

1 確実な予算措置

復興交付金における複数年度にわたる復興事業については、原則として必要な期間の交付金を一括して交付するとともに、資材高騰等による事業費の増額に十分対応できる予算を確保するよう要望します。

2 交付対象事業の拡大

復興交付金制度の基幹事業の対象は、5省40事業に限られていますが、「なりわい・にぎわい」の再生に資する事業などについて、交付対象を拡大するよう要望します。

3 効果促進事業の柔軟な運用と早期の事業費の配分

基幹事業と関連し、使途の自由度の高い資金として創設された効果促進事業については、採択される事業が限られていることから、地方が創意工夫を発揮できるよう、対象事業の拡大を要望します。

併せて、一括配分に関しては、使途内訳書を提出することにより着手可能となる制度の趣旨に沿って、早期に事業着手が図られるよう、柔軟かつ迅速な対応を要望します。

また、県が一括配分を受けた事業費については、事業が完了するまでの間に必要な事業費の不足が見込まれることから、早期の配分を要望します。

4 事務手続の簡素化

被災市町村の事務負担をさらに大きくしないよう、復興交付金事業計画作成に係る事務手続の簡素化等を図ることを要望します。

【現状と課題】

1 確実な予算措置

- 復興事業は複数年度にまたがるが、実質的に単年度ごとの交付であるため、事業完了までの事業費が配分されず、地方公共団体において事業の見通しが立てにくい状況（一部が採択された事業でも、残りが採択されるという保証はない）。また、事業の進捗に応じ、その都度復興庁の査定を受ける必要があるため、申請事務が負担。
- 資材価格や人件費の上昇により、既に認められた事業において、増額を余儀なくされる状況にあり、これらに十分に対応するための予算の確保が必要。

2 効果促進事業の柔軟な運用と早期の事業費の配分

- 効果促進事業において、実施できない事業を列挙した、いわゆる「ネガティブリスト」に該当しない事業であっても、構想段階で否とされる事業や、内容面で詳細な査定を受け一部しか実施できない事業があることから、採択基準の明確化が必要。
- 県・市町村の要望を踏まえ、一括配分等の一定の見直しが行われたが、広域的な事業（沿岸全市町村を対象としたイベント等）を行う場合、基幹事業との関連性について、事業の必要性の観点から更に柔軟に判断し、事業実施できるようにする必要。
（例：田野畑村における基幹事業（漁業集落防災機能強化事業）の効果促進事業として、県が沿岸全市町村を対象とした事業を実施するに当たり、効果促進事業が沿岸全市町村を対象とすることと、基幹事業が田野畑村における事業であることとの関連性について、詳細な説明を求められた）
- 「地域の課題への対応強化のための効果促進事業の活用への促進に向けたパッケージ」が策定されたが、例示された事業の実施に当たって、調整に時間を要する場合がある。
また、移転元地の利活用については、具体的な活用に向けた柔軟な制度運用、現行制度の改善等が必要な状況にある（別掲「移転元地の利活用に向けた支援」参照）など、効果促進事業の活用に係る取組の一層の強化が必要。
- 一括配分については、「交付担当省庁への内訳書の提出により機動的に事業を実施」（復興庁資料）できるものであり、「(国は) 提出された内訳書に対し、速やかに修正の有無を回答」（復興庁資料）することとされているが、実際には、内訳書の提出にあたっての協議（事実上の査定）が行われ、事業実施までに半年以上の時間を要する場合があるもの。
（制度上は、内訳書の提出により事業着手可能であるが、修正がない旨の回答を得られるまでに生じた損失は地方公共団体の責任となる条件があることから、事業着手を躊躇している状況）
- 県の一括配分については、平成 24 年度（第 5 回計画変更）及び平成 25 年度（第 8 回計画変更）に配分を受け、当該配分額を活用して事業を実施しているところであるが、陸前高田市及び大船渡市に係る配分額について、事業完了までに必要な事業費が不足すると見込まれることから、本年 10 月の第 13 回計画変更の際に、不足額の配分を要望したところ。
効果促進事業の制度変更により、平成 28 年度以降の新規配分額については地元負担が生じることとなることもあり、事業完了までに見込まれる事業費の不足分については、今年度中の配分を求めるものであること。
- 県の一括配分事業には、陸前高田市の津波復興祈念公園など、関連する基幹事業にとどまらず、全県的に効果が波及することが見込まれる事業があること、及び市町村ごとに既配分額の活用状況のばらつきがあること等を踏まえ、市町村の枠を越えて既配分額を有効に活用できる仕組み（例：配分残が見込まれる市町村から、不足が見込まれる市町村への流用）について検討いただきたい。

【県担当部局】復興局 まちづくり再生課

3 社会資本整備総合交付金（復興）の復興の 進捗に応じた予算措置

《 要 望 事 項 》

1 復興の進捗に応じた予算措置

防潮堤、水門等の海岸保全施設や港湾施設、復興まちづくりに伴う土砂災害対策施設、災害に強く信頼性の高い交通ネットワークの構築に向けた道路整備等について、復興の進捗に応じて確実に予算措置するよう要望します。

2 基金型の創設

復興交付金同様、弾力的な予算執行を可能とするため、現行の単年度型に加え基金型を創設し、地方公共団体が選択できるよう要望します。

【現状と課題】

1 復興の進捗に応じた予算措置

- 社会資本整備総合交付金（復興）は本県の社会資本の復興に欠かすことのできない事業であり、平成 28 年度以降も多額の事業費が必要。
- 災害復旧事業と一体となった防潮堤の整備や、高台移転先の安全を確保するための砂防関連施設の整備など、市町村のまちづくりの基本となる事業を実施。
- 市町村のまちづくりと一体となった防潮堤・水門等の海岸保全施設や土砂災害施設、被災地の復興を牽引する道路等を整備しており、復興まちづくりの前提となる基幹的事业等を着実に進め、被災地の早期復旧・復興を図るためには、復興の進捗に応じた確実な財政支援が必要。
- また、資材価格や人件費の上昇により、当初想定していた事業費について増額を余儀なくされる状況にあり、これらに十分に対応するための予算の確保が必要。

《本県の社会資本整備総合交付金（復興）の事業費（県事業）の見通し（平成 27 年 4 月試算）》

	H23～H26 実績見込	H27 当初	H28 以降見込
事業費	699 億円	628 億円	約 1,400 億円
国費	371 億円	325 億円	約 700 億円
地方負担	328 億円	303 億円	約 700 億円

2 基金型の創設

- 復興に必要な予算は、被災地の復旧・復興の進捗に応じて大きく変動することから、必要な予算を確実に確保し、多年度にわたって機動的な支出を行える基金型の創設が必要。

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室

4 被災地復興のための人的支援・財源措置

復興事業を迅速かつ着実に行うためには、被災地のまちづくりや災害公営住宅・海岸保全施設の建設、農業生産基盤等の復旧工事等、ハード事業を担う技術職員及び用地買収を担当する職員をはじめ、被災企業の再建や雇用創出に係る補助事業及び建物再建後の課税評価等のソフト事業を担う人材など、各分野において専門的知識を有するマンパワーが必要となるため、その人員確保について、さらに強化するよう要望します。

《 要 望 事 項 》

1 人的支援及び国による総合的な調整機能の強化

復興事業が本格化する中で、さらにマンパワーが必要となることから、全国の地方公共団体、国等の関係機関による継続した人的支援とともに、国による関係機関等との総合的な調整機能を強化するよう要望します。

2 国による任期付職員の採用制度の創設等

復興事業が本格化する中で、豊富な経験を有する即戦力が必要であることから、独立行政法人や民間企業を退職した職員を、国において任期付職員として一括採用し、被災地方公共団体へ派遣する制度を創設するほか、被災地方公共団体と国（国家公務員）との人事交流を促進するよう要望します。

3 人的支援に係る財政措置の継続

地方自治法に基づく中長期の派遣職員の受入れ経費及び任期付職員をはじめとする東日本大震災津波への対応のために職員の採用を行った場合の経費について、復興が完了するまでの間、全面的な財政措置を継続するよう要望します。

4 民間企業等からの人的支援の推進

復興の進捗に伴い、まちづくりや産業振興の取組など、行政の視点のみならず、民間企業等の様々な視点を参考に復興を進めるため、民間企業等からの人的支援について積極的に推進する必要があると考えられることから、関係団体等へ継続した働きかけを行うとともに、被災地方公共団体との丁寧なマッチング調整を行うなど、円滑な受入れについて支援するよう要望します。

【現状と課題】

1 職員確保の状況

- 平成27年度は、任期付職員の採用、再任用職員の積極的活用、他県応援職員の要請、民間企業からの派遣等により、前年度を上回る人員を確保したが、復興事業が本格化・長期化する中でさらなるマンパワーが必要。なお、正規職員を中心に、土木職の採用が困難な状況。

《岩手県における職員確保状況》

(H27. 4. 1現在)

年度	正規職員	任期付職員	他県応援職員	再任用職員	合計	不足数
H25	108人	171人	163人	44人	486人	▲105人
H26	133人	77人	170人	59人	439人	▲72人
H27	137人	60人	172人	93人	462人	▲145人
増減	+4人	-17人	+2人	+34人	+23人	—

《市町村における職員確保状況》

(H27. 10. 1現在)

年度	必要数	確保数	不足数	確保率
H25	628人	596人	▲32人	94.9%
H26	737人	697人	▲40人	94.6%
H27	791人	725人	▲66人	91.7%
増減	+54人	+28人	—	—

2 任期付職員の採用の状況

- 被災市町村の任期付職員は、都道府県による代行採用・派遣や被災市町村の独自採用により確保しているが、応募者は減少傾向。特に技術職員の応募が少なく、市町村において苦慮。

3 人的支援に係る財政措置の継続及び拡充

- 「平成28年度以降の復旧・復興事業について」(平成27年6月24日復興推進会議決定)により、平成28年度からの5年間については、職員派遣に要する経費を引き続き震災特別交付税の対象とすることとされたが、復興が完了するまでの間の継続措置を求めるもの。

4 民間企業等からの人的派遣制度

- 総務大臣による団体への働きかけや復興庁の「WORK FOR 東北」が実施されているが、民間企業では地方公共団体への派遣実績が少なく、マッチング調整の難しさがあるため、受入の拡大には自治体の詳細なニーズ把握や行政実務への民間人材の適応確認など、より丁寧な調整が必要。
- 県では、「WORK FOR 東北」に対し、人材のマッチングを要請（計10名程度）しているが、今のところマッチング実績はないもの。
 - 《分野》・ 県産農林水産物の（海外）販路開拓
 - ・ 水産事業者（団体）等の経営改善支援等

【県担当部局】 政策地域部 市町村課
総務部 人事課
農林水産部 農村計画課、水産振興課、漁港漁村課

5 JR線の早期復旧への支援

東日本大震災津波により、甚大な被害を受けたJR山田線の宮古・釜石間は、復旧後における三陸鉄道による運営が決定し、復旧工事が進められているところです。また、同様に被害を受けたJR大船渡線の盛・気仙沼間は、JR東日本から提案のあったBRTによる本格復旧に関し、沿線自治体において協議を進めているところです。

これらの路線は、通学、通院など、三陸沿岸住民の生活の足であるとともに、観光など三陸沿岸地域の振興に不可欠であることから、各沿線市町は、復興計画において、重要な復興の社会基盤と位置付けており、早期の復旧が図られるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 鉄道復旧に伴う費用負担の取扱い

東日本旅客鉄道株式会社が鉄道復旧を行うに際し、県及び市町によるまちづくりに伴い、原状復旧と比較して増加する費用について、地域の復興に対する支援という観点から、沿線自治体に実質的な負担が生じないように、財政支援を講じることを要望します。

2 JR山田線の鉄道施設の強化に対する財政支援

JR山田線の三陸鉄道による持続的な運営を図るため、復旧工事と併せて実施する鉄道施設の強化について、財政支援を講じるよう要望します。

3 東日本旅客鉄道株式会社への復旧に関する指導・助言等の措置

JR山田線に関して、東日本旅客鉄道株式会社が復旧工事を進めるにあたり、適切な指導助言等の措置を講じるよう要望します。また、JR大船渡線に関して、国の主催による会議などで復旧に向けた議論を加速させるとともに、同社に対し、必要な指導・助言等の措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 東日本大震災津波により、J R山田線（宮古～釜石間 55.4 k m）及び大船渡線（盛～気仙沼間 43.7 k m）は、駅舎、線路、橋梁の流失・損壊など甚大な被害。

路線名	駅舎流失	浸水区間	線路流失	橋梁流失	盛土流出
山田線	4 駅／13 駅 (30.8%)	21.7 km／55.4 km (39.2%)	6.3 km／55.4 km (11.4%)	6 箇所	10 箇所
大船渡線	6 駅／12 駅 (50.0%)	21.4 km／43.7 km (49.0%)	15.2 km／43.7 km (34.8%)	3 箇所	2 箇所

- J R山田線は、復旧後における三陸鉄道による運営が決定し、平成 27 年 3 月に着工。
また、J R大船渡線はB R Tにより仮復旧されているが、国主催による沿線自治体首長会議で J R東日本からB R Tによる本格復旧の提案があり、沿線自治体において、今後の地域における公共交通のあり方を含む協議を進めているもの。
- J R山田線については、J R東日本と締結した協定において、原状復旧費用については同社が、被災地のまちづくり等に伴い、かかり増しとなる費用については自治体が負担することとしているもの。
- J R東日本は、J R山田線の復旧に際して、レール、マクラギ、バラスト交換等の軌道強化を行うこととしているが、三陸鉄道においては、移管後の持続的運営を図るため、それ以上に必要とする鉄道施設の強化を実施することとしているもの。

【県担当部局】 政策地域部 地域振興室

6 ラグビーワールドカップ 2019 開催に係る支援

岩手県・釜石市は、本年3月にラグビーワールドカップ 2019 の開催都市に決定したところであり、本大会開催期間中には、国内外から延べ 30 万人が来訪する見込みであるなど、今後、スポーツ観光等を通じた交流人口の大幅な増加が見込まれています。また、東日本大震災津波からの復旧・復興のために、国内外からいただいた御支援への感謝を伝えるとともに、復興の姿を日本国内のみならず、全世界に向けて発信する絶好の機会と捉えています。

岩手県・釜石市が開催都市において唯一の被災地であることや、本大会が東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成に大きな役割を果たしうる世界規模の大会であることを踏まえ、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 スタジアム等の整備に向けた財政支援

ラグビーワールドカップ 2019 を成功に導くため、釜石市が行う試合会場整備に対し、財政支援措置を要望します。

- (1) 会場及びアクセス道の整備に対し、社会資本整備総合交付金を十分に確保するよう要望します。
- (2) 日本スポーツ振興センター（J S C）において創設する関係施設の新設等に対する助成制度については、今後の設計や対象施設の採択において、被災地への特段の配慮を講じるよう要望します。
- (3) 地方負担に対する過疎対策事業債の配分枠を十分に確保するよう要望します。

2 復興道路及び復興支援道路の早期完成

観客等が会場地である釜石市に円滑に移動できるように、三陸沿岸道路、東北横断自動車道釜石秋田線等について、国の「東日本大震災からの復興の基本方針」に沿って、大会開催に間に合うよう着実に整備を進めることを要望します。

【現状と課題】

1 スタジアム等の整備に向けた財政支援等

- ラグビーワールドカップ 2019 開催のためには、15,000 人以上収容可能なスタジアムが必要とされており、釜石市においては、大会に必要な水準を満たし、かつ地域の将来像を見据えた多面的活用が可能となる施設・設備を早急に整備する必要。また、開催時には多くの交通量が見込まれるため、アクセスに必要な周辺の市道も緊急に整備する必要。
- (仮称) 鶴住居運動公園及びアクセスに必要な周辺の市道に係る整備に際して、社会資本整備総合交付金の十分な確保による財政支援が必要。
- 10 月 22 日に、日本スポーツ振興センター (J S C) から、ラグビーワールドカップ 2019 の競技会場として利用される施設等の整備に対する助成方針案が示されたが、詳細内容は未定。今後、制度設計にあたっては、釜石市のスタジアム整備を考慮し、大会開催に必要不可欠な附帯設備・機器 (仮設を含む) を対象とした制度創設と助成対象施設として採択されることが必要。
- 釜石市においては、ラグビーワールドカップ 2019 の開催により交流人口が増加するほか、その後もスタジアムを活用した各種スポーツ振興等により継続的な交流人口の増が図られるなど、本事業は過疎地域の自立に必要なものであるとして過疎対策事業債の発行を予定しているが、本県の過疎対策事業債の配分枠は例年 160 億円程度であり、県内市町村の要望額 (200 億円前後) を満たしていないことから、過疎対策事業債の配分枠の確保が必要。

2 復興道路及び復興支援道路の早期完成

- 釜石市のみでは、国内外からの多数の観客の宿泊に対応できないことから、ラグビーワールドカップ 2019 の成功のためには、盛岡市や花巻市等の宿泊地からの円滑な輸送が不可欠。
- 東北横断自動車道釜石秋田線 (仮称) 釜石西 IC ~ (仮称) 釜石 JCT 間や、三陸沿岸道路 (仮称) 釜石 JCT ~ 釜石両石 IC 間など、開通見通しが示されたが、ラグビーワールドカップ 2019 開催に間に合うよう、着実な整備が必要。

《釜石市の宿泊施設受け入れ能力とラグビーワールドカップ 2019 開催に伴う交流人口》

- ・ 釜石市内の宿泊施設の定員 約 1,200 人
- ・ ラグビーワールドカップ 2019 大会期間に釜石市に延べ 30 万人来訪
- ・ 試合開催時には、1 試合につき約 16,000 人が観戦

【県担当部局】 政策地域部 政策推進室、市町村課
県土整備部 県土整備企画室
教育委員会事務局 スポーツ健康課

7 移転元地の利活用に向けた支援

市町村が進める防災集団移転促進事業などによる高台移転については、事業箇所
の96%で工事着手するなど一定の見通しが立ったところです。このような状況を受
け、被災地では防災集団移転促進事業により市町村が買い取った土地（以下「移転
元地」という。）の利活用に向けた検討が本格化しています。

移転元地の利活用促進については、これまでも、国において様々な支援に取り組
んでいただいているところですが、復興・創生期間内に各地域の実情に応じた基盤
整備を実現できるよう、柔軟な制度運用、現行制度の改善等に係る取組を、より一
層強化していただくよう要望します。

《 要 望 事 項 》

1 移転元地を利活用するために土地の交換を行った場合の課税の特例

移転元地を集約し一体的に利活用するため、利活用する区域内にある民有地と
当該区域外にある公有地を交換する場合において課税される登録免許税と不動
産取得税を非課税としていただくよう要望します。

2 移転元地に係る復興交付金制度の柔軟な運用

移転元地を活用した復興事業の実施を促進するため、復興交付金制度のより一
層の柔軟な運用について、次のとおり要望します。

- (1) 地域住民の合意を得て策定した土地利用計画に基づく事業について、地域住
民の意見を十分尊重し、復興交付金により措置していただくよう要望します。
- (2) 復興事業の実施のために土地交換を行う場合において、土地交換に必要とな
る土地境界確定のための費用のほか、土地交換の促進を図るため、家屋基礎の
除却費用等について、復興交付金により措置していただくよう要望します。
- (3) 産業用地としての民間ニーズに適時に対応するとともに、維持管理が市町村
の大きな負担にならないよう、公有地の集約と必要最小限の整備に要する費用
について、復興交付金により措置していただくよう要望します。

3 移転元地の集約のための新たな制度・手法等の検討

移転元地の集約を円滑かつ速やかに進めるため、簡素な手続により地域ぐるみの土地交換ができるような制度や被災地域の実情に即した現行手続の柔軟な運用について、検討いただくよう要望します。

【現状と課題】

- 防集移転元地及びその周辺の区域は、災害危険区域に指定され、住宅の建築が制限されるとともに、多くの場合、公有地と私有地が混在している状況。
- 移転元地の利活用は、地域のなりわい・にぎわいの再生に資することはもとより、安全衛生、維持管理、そして国土の有効活用の観点からも重要な課題。
- 移転元地の利活用に向けた市町村の検討状況は下表のとおり。(H27.10月現在)

計画策定済	計画策定中	未検討	事業予定なし	合計
20地区(28%)	37地区(51%)	8地区(11%)	7地区(10%)	72地区

- ※ 防集事業実施7市町村(野田村、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市)取りまとめ
- ※ 「計画策定済」の地区は、土地利用計画と主な事業について地域合意形成が図られた地区であり、一部計画策定済の地区を含む。

1 移転元地を利活用するために土地の交換を行った場合の課税の特例

- 移転元地を集約・一体化するため公有地と私有地を交換する際、私有地の所有者に登録免許税と不動産取得税(それぞれ不動産価格の2%、3%)の負担が発生するため、土地交換が進んでいない状況。
- H27.8.3に県から復興庁あて「復興特区制度等における税制特例の適用期間の延長等に関する要望書」において同様の要望をしているものであるが、その実現を求め、重ねて要望するもの。
※復興庁において、上記について税制改正要望を実施した旨、H27.8.28に公表。

2 移転元地に係る復興交付金制度の柔軟な運用

- これまで、復興交付金制度においては、防集移転元地において低廉な広場や駐車場、イベントスペース等の整備が可能となる等、これまで運用の柔軟化がなされてきたところであるが、依然として、広場の規模等の妥当性等の判断から事業が認められない事例があることから、地域住民の意見を十分尊重し、より柔軟な運用を求めるもの。
- 土地交換に当たっては、被災して不明瞭となっている土地の境界を明確にするため土地境界確定測量や等価交換を行うための分筆測量が必要。
- 土地交換に当たっては、移転元地に家屋基礎や地下埋設物等が残っていること、被災に伴い道路ほか周辺土地との段差が生じているなど、相手方が交換先に優位性を見いだせないことが課題となっていることから、土地交換の促進のため、これらの費用が必要。
- 公有地と私有地が不規則に混在し、公有地が点在している状況では、将来における有効活用の阻害要因となるとともに、財産管理において著しい負担となるほか公衆衛生上の問題の発生も懸念されることから、移転元地の利活用に係る事業を実施しない土地についても、土地交換を行う土地と同様に、土地境界確定のための測量費用のほか移転元地の家屋基礎や地下埋設物等の除去費用や段差解消のための整地費用等管理のための最小限の整地費用等が必要。

3 移転元地の集約のための新たな制度・手法の検討

- 移転元地を集約・一体化する際、個別交渉による土地交換は多大な時間と労力を必要とする。
- 市町村施行の土地区画整理事業は、これに代わる有効な手法の一つであるが、都市計画区域外では施行できず、また、手続きが煩雑で長期にわたることから、本県被災地のような小規模集落を早期に整備する場合には適さない。
- 個人施行の土地区画整理事業（柔らかい区画整理）は、様々な手続きが省略でき、比較的短期間で事業実施が可能であるが、同様に都市計画区域外では施行できず、また関係者全員の同意が必要であることから実施を断念した地区もある状況。
- また、被災市街地復興土地区画整理事業を導入できない都市計画区域外では、民有地を含む地域全体の土地の嵩上げをすることが出来ず、宅地ごとの高低差により、一体的な利活用の課題となっている状況。
- 前述のとおり、被災地における移転元地の土地交換には様々な課題があり、また、土地区画整理事業の活用ができない地域も少なくないため、市町村において鋭意調整を進めても、なお土地の集約が円滑に進まない場合も想定される。
- そのため、被災地の実情に即し、簡素な手続きにより土地を集約できる制度^(※)や土地の集約における手続きの柔軟な運用についても、併せて検討いただくよう求めるもの。
※ 土地改良法における交換分合は、農用地に限られているが、地権者の2/3の同意で施行可能であり、かつ比較的簡素な手続きで集約化が可能な制度の一例。

【県担当部局】復興局 まちづくり再生課

8 復興特区制度の適用期間の延長及び柔軟な運用

《 要 望 事 項 》

1 復興特区制度の適用期間の延長及び柔軟な運用

被災地において本格化している産業復興に継続して取り組んでいくため、規制・手続等の特例、税・財政・金融上の支援等を含む復興特区制度について、被災地の実情に配慮し、特例の適用期間を延長するよう要望します。

併せて、復興特区制度の有効な活用を図るため、柔軟な運用及び計画作成に係る事務手続の一層の簡素化等を図るよう要望します。

【現状と課題】

1 復興特区制度の適用期間の延長

- 産業集積区域における税制特例の適用対象事業者を指定できる期間は、震災特例法により平成28年3月31日までと規定されているが、本県復興計画の期間と比較しても短い期間に限定。
- 復興まちづくりの本格化に伴い、現在の適用期間以降も商業者等による本制度の活用ニーズがあると見込まれることから、地域特性を生かした産業を集積し、本格復興を実現するためには、被災地の実情に配慮した税制特例の適用期間の延長が必要。
- また、東日本大震災復興特別区域法に基づく地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収については、集中復興期間後においても従前と同様に補填されるよう確実に措置することが必要。

2 復興特区制度の柔軟な運用

- 建築物整備事業については、被災した商業者が入居する商業施設等での活用が想定されているが、耐火建築物であることや、延べ面積が1,500平方メートル以上であることなど、被災地にとって過度に厳しい要件。
- 復興推進計画に定める事項は、東日本大震災復興特別区域法第4条第2項、同法施行規則第4条及び復興特別区域基本方針に概括的に定められているのみであり、計画審査における国の裁量が大きい状況。
- このため、審査過程で度重なる修正や緻密な追加作業を求められるなど、過度の事務負担が生じている状況。

3 復興庁税制要望等の状況

- 平成28年度復興庁税制改正要望において、①復興特区制度の5年間延長、②建築物整備事業の要件緩和、などが盛り込まれているところ。

【県担当部局】復興局 復興推進課、産業再生課

9 直轄事業の着実な推進

《 要 望 事 項 》

1 「復興道路等」の早期完成

三陸沿岸道路、東北横断自動車道釜石秋田線、宮古盛岡横断道路の復興道路等について、国の「東日本大震災からの復興の基本方針」に沿って着実に整備を進め、早期に全線完成するよう要望します。

2 津波対策のための防災施設等の早期復旧・整備

釜石港及び大船渡港の湾口防波堤について、早期の復旧完了に向け、確実に事業を推進するよう要望します。

また、久慈港湾口防波堤及び宮古港竜神崎防波堤についても、できる限り事業期間を前倒しのうえ、早期完成を図るよう要望します。

3 必要な予算の確保

被災地の早期復旧・復興に遅れが生じないように、資材価格や人件費の上昇による事業費の増額にも十分対応できる予算を確実に確保し、整備促進を図るよう要望します。

【現状と課題】

1 「復興道路等」の早期完成

○ 県内の復興道路等の開通予定

開通予定	路 線	区 間	延長
平成 27 年度	三陸沿岸道路（吉浜道路）	(仮称)三陸 IC～(仮称)吉浜 IC	3.6km
	東北横断自動車道釜石秋田線 (遠野～宮守)	遠野 IC～宮守 IC	9.0km
	宮古盛岡横断道路(都南川目道路)	(仮称)川目 IC～(仮称)田の沢 IC	2.6km
平成 29 年度	三陸沿岸道路（山田宮古道路）	山田 IC～宮古南 IC	14.0km
	三陸沿岸道路（宮古田老道路）	(仮称)田老第2 IC～(仮称)田老北 IC	4.0km
	三陸沿岸道路（田老岩泉道路）	(仮称)田老北 IC～岩泉龍泉洞 IC	6.0km

開通予定	路 線	区 間	延長
平成 30 年度	三陸沿岸道路 (唐桑高田道路)	(仮称)唐桑北 IC～陸前高田 IC	10.0km
	三陸沿岸道路 (吉浜釜石道路)	(仮称)吉浜 IC～(仮称)釜石 JCT	14.0km
	三陸沿岸道路 (釜石山田道路)	(仮称)釜石 JCT～釜石両石 IC	5.6km
	三陸沿岸道路 (釜石山田道路)	(仮称)大槌 IC～山田南 IC	8.0km
	三陸沿岸道路 (久慈北道路)	(仮称)侍浜 IC～久慈北 IC	7.4km
	東北横断自動車道釜石秋田線 (釜石道路)	(仮称)釜石 JCT～(仮称)釜石西 IC	6.0km
	東北横断自動車道釜石秋田線 (遠野道路)	遠野住田 IC～遠野 IC	11.0km
平成 31 年度	宮古盛岡横断道路 (宮古箱石道路)	宮古市下川井地区	2.0km
	宮古盛岡横断道路 (都南川目道路)	(仮称)田の沢 IC～(仮称)手代森 IC	3.4km
平成 32 年度	三陸沿岸道路 (宮古田老道路)	宮古中央 IC～(仮称)田老第 2 IC	17.0km
	宮古盛岡横断道路 (宮古箱石道路)	宮古市藤原～(仮称)松山 IC	4.0km

2 津波対策のための防災施設等の早期復旧・整備

- 県内の湾口防波堤等の復旧・整備予定

復旧・整備予定	施 設 名
平成 28 年度	大船渡港湾口防波堤
平成 29 年度	釜石港湾口防波堤
	宮古港竜神崎防波堤
平成 40 年度	久慈港湾口防波堤

3 必要な予算の確保

- 国が復興のリーディングプロジェクトとして位置付けている復興道路や復興支援道路の整備、本県の地域経済を支える港湾の復旧・整備に伴い、復興道路等と港湾を活用した新たな企業立地等の動きがあり、被災地の地域経済活動に再生の兆し。
- 久慈港では、再生可能エネルギー関連資材の新規取扱いの動きがあるほか、造船メーカーが事業を拡大し雇用が増大。
- 宮古港では、復興道路等の完成によるアクセス向上を見込み、カーフェリー航路の開設を予定。
- 釜石市では、釜石港と復興道路等を活用した流通面の優位性から、世界有数のソーラーパネル製造販売会社が物流拠点を設置するほか、空気圧機器メーカーが新たに工場を造成するなど、雇用が増大する見込み。
- 大船渡港の工業用地に立地意向を示す企業が増加。
- これらの動きを確実なものとし、被災地の産業・なりわいを再生させるため、復興道路等や港湾の復旧・整備に必要な予算について確実に確保し、一層の整備促進を図ることが必要。
- また、被災地では資材価格や人件費が上昇しており、これらに対応するための予算の確保が必要。

《復旧・復興に係る本県の主な直轄事業の状況（災害復旧を除く）》

(単位：百万円)

	H24 当初		H25 当初		H26 当初		H27 当初	
	事業費	直轄負担金	事業費	直轄負担金	事業費	直轄負担金	事業費	直轄負担金
道路(復興道路等)	83,606	15,722	96,175	18,358	100,824	20,066	133,084	27,500
港湾(湾口防波堤等)	4,690	1,663	7,128	2,526	7,244	2,647	7,244	2,647

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室、道路建設課、港湾課

10 高田松原津波復興祈念公園への支援と国営追悼・祈念施設（仮称）及び重点道の駅「高田松原」の早期整備等

《 要 望 事 項 》

1 高田松原津波復興祈念公園の全区域の事業採択と技術的支援

「高田松原津波復興祈念公園基本構想」に基づいた復興祈念公園の実現に向けて、公園の全区域を復興交付金等で事業採択するとともに、整備が完了するまでの間、技術的支援を行うよう要望します。

2 国営追悼・祈念施設（仮称）の早期整備

復興の象徴となる国営追悼・祈念施設（仮称）について、県が陸前高田市に整備する高田松原津波復興祈念公園の核として、ふさわしい規模・内容で早期に整備するよう要望します。

3 一般国道45号重点道の駅「高田松原」の早期整備

重点道の駅「高田松原」は、復興祈念公園内に整備する三陸地域へのゲートウェイとしての機能や震災伝承機能などを有する重要な施設であることから、地域と連携を図りながら、地方創生の核として早期に整備するよう要望します。

【現状と課題】

- 国では、県が整備する復興祈念公園全体と、復興祈念公園内に設置する国営追悼・祈念施設（仮称）の基本計画を平成27年8月に公表。基本設計を検討するため、有識者委員会を平成27年8月に設置し、現在基本設計の検討を進めているところ。

《高田松原津波復興祈念公園基本構想に掲げる8つの基本方針》

- ①失われたすべての生命（いのち）の追悼・鎮魂
- ②東日本大震災の被災の実情と教訓の伝承
- ③復興への強い意志と力の発信
- ④三陸地域に育まれた津波防災文化の継承
- ⑤公園利用者や市街地の安全の確保
- ⑥歴史的風土と自然環境の再生
- ⑦市街地の再生と連携したまちの賑わいの創出
- ⑧多様な主体の参加・協働と交流

- 東日本大震災津波の犠牲者への追悼と鎮魂や、日本の再生に向けた復興への強い意志を国内外に向けて示す復興の象徴として、国・県・市が一体となった取組が必要。

1 高田松原津波復興祈念公園整備事業の未採択区域の早期事業採択等

- 県では、公園整備に係る事業費の確保が最大の課題。
- 公園整備にあたっては、平成 26 年度に一部区域について復興交付金の効果促進事業として採択されたが、「高田松原津波復興祈念公園基本構想」に基づいた復興祈念公園の実現に向けて、公園の全区域を復興交付金等により事業採択することが必要。
- 復興の象徴となる「津波復興祈念公園」として整備するため、財政支援が必要。

区 域	面積	主体	財源	備考
国道 45 号南側（気仙川左岸）	27ha	県	復興交	
国道 45 号北側（川原川～シボルート）	4ha	県	復興交	
国道 45 号北側（運動場）	15ha	市	未定	市災害復旧で調整中
国道 45 号北側（定住促進住宅周辺）	6ha	県	未定	
気仙中周辺（気仙川右岸）	7ha	県	未定	
	59ha			

2 国営追悼・祈念施設（仮称）の早期整備

- 国では、基本計画をとりまとめているところ。
- また、平成 27 年度予算に「国営追悼・祈念施設整備事業（岩手県陸前高田市高田松原地区）（1 億円）」を計上し、基本設計、地質調査及び測量を実施するところであり、早期整備に向け確実な事業推進が必要。

3 一般国道 45 号重点道の駅「高田松原」の早期整備

- 観光の核となる観光施設等の被災・休止により、陸前高田市及び岩手県三陸沿岸地域の観光入込客数が減少。
- 高田松原津波復興祈念公園の基本構想において「当公園は、三陸沿岸道路の整備や道の駅の再整備と一体となり、三陸沿岸地域の観光や津波防災教育の拠点として交流人口の増加を促し、地域の活性化の原動力となる役割を担います。」としており、一般国道 45 号道の駅「高田松原」は、震災伝承機能と三陸沿岸へのゲートウェイとしての機能を有する重要な施設。
- これら 2 つの機能を充実を図るため国・県・市の連携を深めるとともに、国の総合的な支援が必要。併せて、地域振興を図るうえでも早期の整備が必要。

《観光入込客数の推移》

	陸前高田市	岩手県三陸沿岸地域 (洋野町～陸前高田市)
H22	約 95 万人	約 683 万人
H26	約 46 万人	約 641 万人

【県担当部局】 県土整備部 都市計画課
復興局 まちづくり再生課

11 災害復旧事業の事業期間延長及び確実な予算配分

《 要 望 事 項 》

1 災害復旧事業の事業期間延長及び確実な予算配分

災害復旧事業は、まちづくり等の進捗に応じて実施する必要があることから、事業期間の延長とともに、事業期間に応じて確実に予算配分するよう要望します。

【現状と課題】

- 通常、災害復旧事業の予算措置は発災から3年までに行われるが、東日本大震災津波に関する災害復旧事業は、概ね5年での完了を目指してきたところ。
- しかし、まちづくり計画等に関連する災害復旧事業は、住民との合意形成やまちづくりの進捗に合わせて実施する必要があることから、さらなる事業期間の延長が必要。
- また、資材価格や人件費の上昇により、査定決定額から増額を余儀なくされる状況にあり、これらに十分に対応するための予算の確保が必要。

《参考》

復旧・整備する海岸保全施設等（県土整備部所管）の完成予定時期

完成予定年度	～H25	H26	H27	H28	H29	H30	計
河川・海岸数	16	1	17	8	12	11	65
うち災害復旧事業	15	0	11	4	9	3	42

【県担当部局】 県土整備部 河川課、砂防災害課、港湾課

12 津波対策施設に係る維持管理費等に対する財政支援

《 要 望 事 項 》

1 津波対策施設に係る維持管理費等に対する財政支援の確立

東日本大震災津波において、水門・陸閘等の閉鎖作業にあたった消防団員が多数犠牲となったことから、水門・陸閘等は自動閉鎖システムによる遠隔操作化等を図る必要があります。

自動閉鎖システムによる遠隔操作化等に伴い、地方公共団体が負担する維持管理費、修繕費、更新費が増加することから、その軽減を図るため、財政支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 東日本大震災津波において水門・陸閘等の閉鎖作業にあたった消防団員が多数犠牲となったことから、操作員の安全確保を図るため、自動閉鎖システムによる遠隔操作化、電動化を図る必要。
- 水門・陸閘等の統廃合や常時閉鎖化等を行ってもなお、自動閉鎖システムによる遠隔操作化が必要な水門・陸閘等が約 220 基に増加する見込。

《震災前後の操作・運用比較》

(県管理海岸(国土交通省所管、農林水産省所管)、市管理海岸(農林水産省所管)の合計) 単位: 基

震災前		削減	削減後 ①	新設 ^{※1)} ②	震災後 H27.5月現在		
施設数					施設数(①+②)		常時閉鎖等 ^{※2)}
	遠隔						
	773	約350	約420	約90	約510	約290	
	35					約220	

※ 1) 新設: 震災前の無堤区間の整備等、防潮堤延長の増に伴い新設となるもの

※ 2) 内訳(基): フラップゲート化(約180)、常時閉鎖(約100)、その他(約10)

- 一方、これらを確実に稼働させるためには、施設整備後も電気料や点検費用、施設・設備の修繕費・更新費などが必要となるが、現行の財政支援は一部の費用しか補助・交付の対象とされていない状況。
また、地方交付税制度において、道路、河川、港湾、漁港等は面積・延長を単位としてその費用が基準財政需要額に算入されているが、水門・陸閘等は算入されていない状況。
- 国では、平成 26 年 6 月に策定した「国土強靱化アクションプラン 2014」において、大規模津波等による多数の死者を発生させない取組として、水門等の自動化、遠隔操作化を着実に推進することとしているもの。

《自動閉鎖システムによる遠隔操作化や電動化のために必要となる主な費用と現行の財政支援状況》

区分	主 な 内 容	現行の財政支援状況	
		有無	補助率等
整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信施設（遠隔監視制御装置、情報処理装置、衛星通信装置、光通信装置 等） ・ 電源設備（配電・分電装置、非常用発電機 等） ・ 制御所建物（消防署・屯所 等） 	○	1 / 2 (※1)
修繕費・更新費		○	1 / 2 (※2)
維持管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気料 ・ 点検費用（保守定期点検、精密点検 等） 	×	—

※1 社会資本整備総合交付金（復興）、農山漁村地域整備交付金（地方負担は震災復興特別交付税で全額措置）

※2 国土交通省所管：特定構造物改築事業、海岸堤防等老朽化対策緊急事業、津波・高潮危機管理対策緊急事業
農林水産省所管：農山漁村地域整備交付金（海岸保全施設整備）

【県担当部局】 県土整備部 河川課

農林水産部 農村建設課、漁港漁村課

13 被災者の生活再建に対する支援

《 要 望 事 項 》

1 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡充

応急仮設住宅の集約やみなし仮設住宅の貸主の事情等により被災者が他の応急仮設住宅へ転居せざるを得ない場合の移転費用について、災害救助費の対象とするよう要望します。

2 被災者生活再建支援制度の拡充

被災者の住宅再建が十分に図られるよう、近時の工事単価の上昇に対応した被災者生活再建支援金の増額や震災復興特別交付税などの地方財政措置による支援の拡大のほか、半壊世帯も対象とするなど支援範囲を拡大するよう要望します。

3 個人の二重債務解消に向けた支援

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」による債務整理の成立割合は、相談件数の約2割と低調であり、住宅再建が進まない要因の一つとなっていることから、個人の住宅ローン等に係る二重債務問題の解決に向け、現行制度の効果的な運用や法整備を含む新たな仕組みの構築など、国による積極的な対応を要望します。

【現状と課題】

1 応急仮設住宅間の転居費用に対する支援

- 応急仮設住宅の団地の集約や民間賃貸住宅の貸主の事情等により、被災者がやむを得ず他の応急仮設住宅へ転居する場合であっても、被災者が移転費用を負担しなければならない状況。

2 被災者生活再建支援制度の拡充

- 現行制度では、全壊の場合、被災者生活再建支援金の支援額の上限は300万円であるが、住宅建設費が上昇していることもあり、住宅再建には不十分。

[例：1,000万円の住宅を建てる場合]

- ① 住宅取得に係る経費 1,000万円
 - ② 支援制度による補助等 515万3,000円
(内訳) 利子補給、新築補助(バリアフリー・県産材) 115万3,000円
被災者生活再建支援金 300万円、被災者住宅再建支援事業 100万円
- ①-②=484万7,000円(被災者自己負担額)

- 支給対象は、全壊(半壊解体含む)又は大規模半壊した世帯であるが、半壊世帯においても住宅再建のために多額の資金が必要。

3 個人の二重債務解消に向けた支援

- 応急仮設住宅から恒久住宅への移行が本格化する中で、個人の住宅ローン等に関する二重債務問題が被災者の生活再建に大きな障害。
- 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」による債務整理は、平成27年10月30日現在で5,613件の相談に対し、成立件数は1,304件(うち岩手県337件)、23.2%と低調。
- 東北財務局の調査において、当該制度の認知度が低いとの結果が出ているが、そもそも債権者である金融機関の全ての合意が必要であり、私的整理という仕組みに限界。
- 法整備を求める請願が県議会に提出され、採択されている。

【県担当部局】復興局 生活再建課

14 被災した事業者、労働者・離職者への 総合的な就業支援

被災地における「なりわい」の再生のためには、産業の振興と被災した事業者、労働者・離職者への総合的な就業支援が引き続き必要であることから、次のとおり要望します。

《 要望事項 》

1 事業復興型雇用支援事業（仮称）について

事業復興型雇用創出事業の後継事業として、事業復興型雇用支援事業（仮称）の新設が検討されていますが、被災地の復興施策としての観点から、被災企業の積極的な活用に結びつくような簡素で手厚い制度とするよう要望します。

【現状と課題】

1 本県における現状と課題について

- 被災地における事業の再開はかなり進んできているが、震災前の状態まで復旧した事業所は半数にとどまっており、本格的な復旧にはなお時間を要する状況。
- まちづくり計画との関係から事業再開に期間を要する事業者が多数いることから、事業着手が平成28年度以降となることや事業所の移転に伴う追加雇用が想定される。
- 沿岸被災地の有効求人倍率は、平成27年8月まで36ヶ月連続で1倍を超える状況が続いており、被災地の復旧・復興を進める上で人材の確保が困難な状況にある。
- 平成27年度の事業復興型雇用創出事業については、要件の厳格化等により、現状では活用が伸び悩んでいる状況にあり、被災企業の積極的な活用に結びつけるためには、対象となる事業所や労働者の要件の緩和が必要である。

2 事業復興型雇用支援事業（仮称）について

事業復興型雇用支援事業（仮称）については、本県に関係するものとしては、下記の事業内容が検討されていると聞いているが、今年度の事業復興型雇用創出事業の申請状況から、被災企業の積極的な活用に結びつくような簡素で手厚い制度としていただきたい。

- 事業実施期間 平成28年度までに事業を開始した場合に3年間支援（平成28～31年度）
- 対象地域 本県の沿岸12市町村
- 対象事業者 雇用のミスマッチ分野の事業所（認定支援機関による確認書又は県補助金受給時の経営計画等の確認が行われている事業所に限る）
- 支給事由 地域の復興を支える中核企業がミスマッチ分野で期間の定めなく求職者を雇入れて中期的なOJTが見込まれる場合に賃金助成を行う
- 対象者 求職者全般（助成対象者数は、同一事業所内の常用労働者数の1/2まで）
- 支給額 1人当たりの助成額120万円（短時間労働者60万円）（3年間）
1事業所につき2,000万円を上限

【県担当部局】 商工労働観光部 雇用対策・労働室

15 被災企業等への支援策の継続

被災地においては、区画整理事業等まちづくりの進捗にあわせて、今後、復興に着手する事業者が多数見込まれることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続

被災事業者の施設・設備の復旧を支援するため、平成28年度以降も、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業を継続するよう要望します。

また、既に交付決定した事業者について、複数年度にわたって事業実施できるよう必要な予算措置を講じることを要望します。

2 二重債務問題解決のための支援策の継続

被災事業者の二重債務問題の解決に向け、引き続き債権買取支援等を行うため、平成28年度以降も産業復興相談センターによる支援を継続するとともに、東日本大震災事業者再生支援機構にあっては、被災地の復興状況に鑑みて、支援決定業務の期間を延長するよう要望します。

3 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の柔軟な対応等

(1) 被災地における商業機能の早期回復に大きな役割を果たすことが期待される商業施設等復興整備補助事業について、補助金交付申請受付期限及び事業完了期限を延長するとともに、市町村長が策定する「まちなか再生計画」の認定等について、引き続き被災地の実情に応じて柔軟に対応するよう要望します。

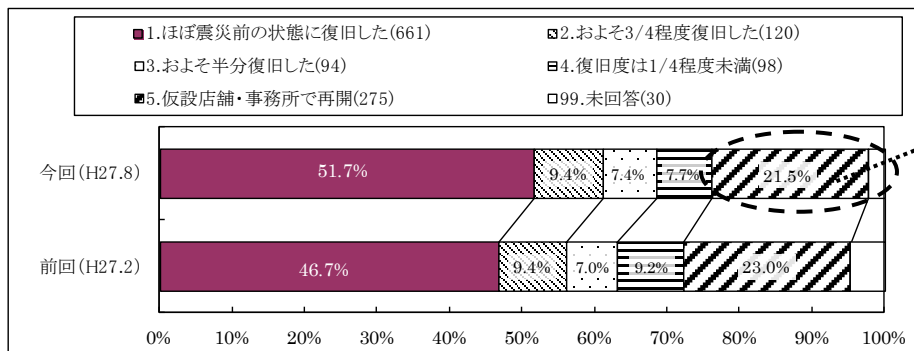
(2) 産業振興による雇用創出に大きな効果が期待される製造業等立地支援事業について、被災地における産業復興の実情に応じ、平成28年度以降も補助制度を継続するとともに、人材の確保を目的とした社宅等の整備も補助対象に加え、復興に必要な期間を通じて十分な予算を確保するよう要望します。

4 仮施設有効活用等助成事業の要件緩和

仮施設有効活用等助成事業の対象は、完成後「5年以内」の施設とされていますが、土地区画整理事業等の完了時期が仮施設完成後5年を超える見込みの地域があることから、地域の実情に応じて5年を超える施設も助成対象とするよう要望します。

【現状と課題】

《被災事業所復興状況調査（事業所の復旧状況）》



仮設店舗等で再開
⇒ これらの多くは本設移行の際に補助事業の活用が見込まれる

1 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続等

- 区画整理事業を予定している地域では、建物の着工が平成28年度以降とならざるを得ない事業者も多く、県に対してグループ補助事業の継続実施の要望が寄せられていること。
- 再交付の手続を行うためには、毎年度、そのための予算措置が必要。

《グループ補助金の交付決定状況》（平成27年10月末現在）

区分	事業者数	交付決定額
H23	30グループ 295者	437億円
H24	65グループ 864者	316億円
H25	16グループ 85者	29億円
H26	10グループ 25者	8億円
H27	5グループ 34者	17億円
合計	126グループ 1,303者	807億円

《グループ補助金の繰越・再交付の状況（H26⇒H27（県予算ベース））》

	件数	金額
明許繰越	25件	8億円
事故繰越	61件	19億円
再交付	194件	81億円

事故繰越を行ったもののうち、H27年度内に事業完了しないものに対して、H27年度末に再交付手続が必要。

2 二重債務問題解決のための支援策の継続

- 産業復興相談センター等の事業継続には運営費など国の予算措置が必要。

《産業復興相談センターの支援状況（平成27年10月末累計）》

相談企業数	左記のうち主な対応			債権買取等支援に向けた検討・作業中
	債権買取	長期返済猶予	新規融資	
891	104	54	18	23

《東日本大震災事業者再生支援機構の支援状況（平成27年10月末累計）》

相談件数	支援数	支援の内訳			支援決定に向けた最終調整件数
		大口	中口	小口	
462	157	4	44	109	10

※大口：借入金10億円以上、中口：借入金1～10億円未満、小口：1億円未満

3 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の柔軟な対応等

《商業施設等復興整備補助事業》

- 被害の甚大な地域では、住宅再建や市街地エリアの形成に先行して取り組んでおり、商業施設建設のための事業用地の確保には相当の期間を要する状況であるため、受付申請期限及び事業完了期限の延長が必要。

「まちなか再生計画」の認定基準

周辺住民等に必要な各種施設、商業施設や戸建店舗の配置、区域内の動線確保、回遊性、滞留性 等

《製造業等立地支援事業》

- 被災地では、有効求人倍率の上昇により人材確保に苦慮している状況。
- 被害の甚大な地域では、住宅再建や市街地エリアの形成に先行して取り組んでおり、産業用地の確保には相当の期間を要する状況。
- 人材確保の一環として従業員向け社宅整備等を検討する事業者があるものの補助対象外。
- 被災地に制度の効果が十分浸透するよう、事業期間の延長、補助対象の拡大及び予算の確保が必要。

4 仮施設有効活用等助成事業の要件緩和

- 仮施設有効活用等助成事業の対象は、完成後「5年以内」の施設とされているが、土地区画整理事業等の完了時期が仮施設完成後5年を超える見込みの地域があることから、地域の実情に応じて5年を超える施設も助成対象とすることが必要。

《仮設店舗等の入居商業者数及び面的整備の進捗状況》

	仮設店舗の入居商業者数 (H27.6.30 現在)	土地区画整理事業完了見込み年度
宮古市	20	平成 28 年度末
山田町	30	平成 29 年度末
大槌町	68	平成 29 年度末
釜石市	149	平成 30 年度末
大船渡市	137	平成 30 年度末
陸前高田市	149	平成 30 年度末

【県担当部局】 商工労働観光部 経営支援課、企業立地推進課
農林水産部 団体指導課

16 被災地における産業人材の確保

被災地では、まちづくりなどの復興事業や産業復興が本格化する中で、有効求人倍率の高止まりや人口減少が続き、人材の確保が困難な状況にあります。特に、基幹産業である水産加工業では、その影響により業績回復の遅れが生じていることから、水産加工業をはじめとした各分野において、地域内のみならず地域外からも産業人材を確保していくため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 人材確保に向けた取組の充実

被災地の産業人材の確保については、被災地域だけの取組では限界があることから、被災地の産業復興の実現に向けた「新しい東北」官民連携推進協議会において取り組むなど、国レベルで総合的かつ強力で押し進めるよう要望します。

2 被災地における外国人技能実習生の受入れ拡大等

外国人技能実習生の受入れは、地域における産業人材の確保にも一定の効果があることから、その受入れ人数の拡大を図るため、外国人技能実習制度見直しの早期実現及び構造改革特別区域制度の柔軟な運用を要望します。

併せて、建設分野において講じられた外国人材の活用に係る緊急措置に準じ、被災地の雇用情勢に対応した措置を講じるよう要望します。

3 産業人材確保に必要な宿舎整備等への支援

地域外からの人材の受け入れにあたって、住居の確保が大きな課題となっていることから、中小の事業所が行う宿舎の整備や確保に要する経費について、県や市町村が支援するにあたり、国においても支援策を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 被災地における雇用情勢等

- 震災後、復興需要の高まり等により、被災地では有効求人倍率が1倍を大きく上回る状況が続くなど人材不足が深刻。
- 事業を再開した事業所の多くでは、「販路の喪失」、「業績の悪化」とともに「労働力の確保」が課題。

2 人材確保に向けた取組の充実

- 被災地では生産年齢人口の減少により人材の確保が困難となっており、販路があっても労働力不足により売上が回復しない事業所も多い状況。
- 地方公共団体では、本県出身者へのアプローチや大手就職情報サイトを活用した情報発信への支援などのU・Iターンの取組を実施。
- 人材確保が販路拡大と並ぶ課題と位置付け、総合的かつ強力な取組が必要。

3 外国人技能実習生の受入れ拡大等

- 被災地の水産加工業は、地域の重要な産業人材として外国人技能実習生を受け入れてきた実績があり、震災後は復興に必要な人材として一層重要性が高まってきていることから、受入枠の拡大等が必要。

(1) 外国人技能実習制度の見直しの早期実現

- 国が平成26年6月に示した『日本再興戦略』改訂2014における外国人技能実習制度の見直し方針に基づき、関連法案が国会に提案されていることから、早期の成立及び現場の実情に即した技能実習期間の延長や受け入れ人数枠の拡大などの実現が必要。

(2) 構造改革特別区域制度の柔軟な運用

- 構造改革特別区域制度において、「外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業」として、常勤の職員数が50人以下の企業の受入枠を「3人」から「6人」とすることができる特例が設けられており、本県においても宮城県と共同で申請したが、監理団体における適切な受入実績を求める要件（失踪や不法残留した事例がないこと等）に適合しないため、調整した10事業者中1事業者の認定にとどまっている状況。
- 監理団体や実習実施機関の責めに帰すべき理由がない失踪については、認定要件を満たさない事由としないなど、制度の柔軟な運用が必要。

(3) 外国人材の活用に係る緊急措置

- 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による建設需要の増大に対応するため、建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置が講じられているもの。
- 被災地についても、震災により発生した雇用環境などの特別な事情に対応し、建設分野に準じた制度を東日本大震災復興特別区域法等により創設するなど、外国人材の活用を図ることができる緊急かつ時限的な措置が必要。

4 産業人材確保に必要な宿舍整備等への支援

- 平成27年6月30日現在、まちづくり（面整備）事業による供給予定の宅地8,083区画のうち、完成は1,285区画（15.9%）にとどまるなど、まちづくりの進捗が民間の賃貸住宅等の整備にも影響を及ぼし、被災地の住宅不足は深刻な状況であり、外国人技能実習生やU・Iターン等により、地域外からも産業人材を求めるにあたって、大きな課題。
- 本県では、水産加工業者が新たに人材を確保するために行う宿舍の整備等について、市町村と協調して補助する制度を創設したところであり、こうした取組を復興交付金に位置づけるなど、明確な財源措置が必要。

【県担当部局】復興局 産業再生課

17 観光復興に向けた支援策の拡充

観光客入込数は県全体では概ね震災前の水準まで回復したものの、被災した沿岸地域では震災前の約8割にとどまっています。また、訪日外客数が過去最高を記録するなかで、本県の外国人観光客数は震災前の約8割にとどまっていることから、誘客促進などについて、財政的な支援を含め総合的な支援措置を講じるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 沿岸地域の誘客促進への支援

沿岸地域への誘客を促進するため、震災学習を中心とした新たな観光地づくりや、内陸の主要観光地等から沿岸へ観光客を誘引するための二次交通の充実などに対し、新たな補助制度の創設を含めた総合的な支援を講じるよう要望します。

2 海外からの誘客促進への支援

海外からの誘客を促進するため、本県を含む東北へのプロモーションを重点的に実施するとともに、東北全域への広域回遊を促進するための二次交通の充実などの受入態勢の整備に対し、新たな補助制度の創設を含めた総合的な支援を拡充するよう要望します。

【現状と課題】

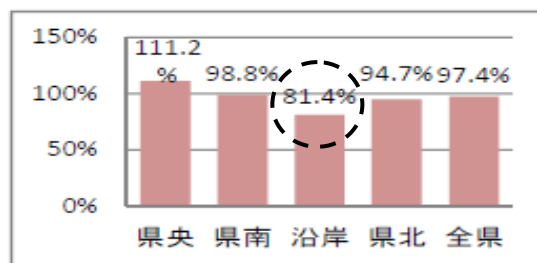
1 沿岸地域の誘客促進への支援

- 観光客入込数は、県全体では概ね震災前の水準に回復しているものの、被災した沿岸地域は震災前の約8割にとどまっている状況。
- 本県は県土が非常に広く、二次交通が不十分であり、内陸から沿岸地域への観光客の誘導が進んでいない状況。

2 海外からの誘客促進への支援

- 訪日外客数が過去最高を記録し1,341万人を突破するなかで、本県を含む東北地域に対しては未だに放射能の風評被害が根強い市場があり、観光客の回復スピードが遅い状況（本県の外国人延べ宿泊者は、震災前の約8割）。

観光客入込数(延べ)H26.4-12月対H22同期比



※沿岸は久慈地域を含む。県北は二戸地域のみ。

【県担当部局】 商工労働観光部 観光課

18 再生可能エネルギー等導入 地方公共団体支援基金事業の延長

《 要 望 事 項 》

1 再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業の延長

防災拠点への再生可能エネルギー設備導入を支援する再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業について、復興まちづくりと一体で防災拠点整備を行う市町村の進捗状況に応じて期間を延長するよう要望します。

【現状と課題】

1 事業の活用実績及び今後の見込み

(事業着手ベース)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度以降
県	1	4	9	7	1
市町村	71	79	106	141	48
民間	0	5	0	11	-
計	72	88	115	159	49

※ 平成28年度以降は、津波により甚大な被害を受けた12市町村のうち、8市町村において設備整備を希望。

2 事業期間に係る課題

- 本事業期間は、「東日本大震災からの復興の基本方針」に掲げる集中復興期間に合わせ、平成27年度までの5年間としているが、被災市町村では、復興まちづくりに係る面的整備等と調整を図りながら防災拠点の整備を行っており、復興の進捗状況と歩調を併せた事業期間の設定が必要。
- さらに、復興の加速化や再生可能エネルギーへの関心の高まりなどにより、入札不調や資材調達の遅延等が生ずるなど、工事完了が遅れる傾向にあるため、被災地の復興の進捗状況に応じた柔軟な事業期間の見直しが必要。

【県担当部局】環境生活部 環境生活企画室